

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表又は同年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号及び第八条の三十三に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項ただし書の規定により令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に初めて新

財務諸表等規則の規定を適用する場合には、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報(同号ニ(2)に係るものに限る。)について記載することを要しない。

4 第一項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合(新財務諸表等規則第八条第四十七項に規定する会計方針の変更として同条第五十一項に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。)には、新財務諸表等規則第八条の三、第八条の三の五又は第八条の三の六に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)への出資については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 金融商品取引法(以下「法」という。)第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益

証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号及び新中間財務諸表等規則第

五条の二十二において準用する新財務諸表等規則第八条の三十三に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合（新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ(2)に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ(2)に係るものに限る。）について記載することを要しない。

4 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新中間財務諸表等規則第二条の二第三十一号に規定する会計方針の変更として同条第三十五号に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。）には、新中間財務諸表等規則第五条、第五条の二の三又は第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下この項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸

表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に規定する事項について記載することを要しない。

4 第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新四半期財務諸表等規則第三条第三十六号に規定する会計方針の変更として同条第三十九号に規

定する遡及適用を行っていない場合に限る。)には、新四半期財務諸表等規則第五条、第五条の三又は第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)への出資については、当分の間、新四半期財務諸表等規則第八条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新連結財務諸表規則」という。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表

について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表又は同年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができ

る。

2 前項の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号及び第十五条の二十七に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項ただし書の規定により令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号ニ(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号ニ(2)に係るものに限る。）について記載することを要しない。

4 第一項の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新連結財務諸表規則第二条第三十九号に規定する会計方針の変更として同条第四十三号に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。）には、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三、新連結財務諸表規則第十四条の六において準用する新財務諸表等規則第八条の三の五又は新連結財務諸表規則第十四条の七において準用する新財務諸表等規則第八条の三の六に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新連結財務諸表

規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいい、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号及び新中間連結財務諸表規則第十七条の十七において準用する新連結財務諸表規則第十五条の二十七に係

るものに限る。)について記載することを要しない。

- 3 第一項の規定により中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合(新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号ニ(2)に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。)には、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報(新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいい、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号ニ(2)に係るものに限る。)について記載することを要しない。

- 4 第一項の規定により中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合(新中間連結財務諸表規則第二条第三十六号に規定する会計方針の変更として同条第四十号に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。)には、新中間連結財務諸表規則第十一条の二において準用する新中間財務諸表等規則第五条、新中間連結財務諸表規則第十一条の五において準用する新中間財務諸表等規則第五条の二の三又は新中間連結財務諸表規則第十一条の六において準用する新中間財務諸表等規則

則第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する連結

会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この項において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、新四半期連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいい、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する事項について記載することを要しない。

4 第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新四半期連結財務諸表規則第二条第四十一号に規定する会計方針の変更として同条第四十号に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。）には、新四半期連結財務諸表規則第十条の二において準用する新四半期財務諸表等規則第五条、新四半期連結財務諸表規則第十条の四において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の三又は新四半期連結財務諸表規則第十条の五において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半期連結財

務諸表規則第十五条の二第三項に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。